



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則	
○現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
告 示	
○区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）	1
○公共測量の実施の通知（道路管理課）	2
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・4件（北部土木事務所）	2
○建築基準法に基づく道路の指定の廃止（南部土木事務所）	3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定・6件（宮古土木事務所）	3
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所）	5
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（県民生活課）	5
○特定調達契約に係る落札者の決定（営農支援課）	7
○開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）	7
○開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所）	8
公安委員会事項	
○沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則	10
正 誤	
○平成25年12月24日付け公報定期第4213号中訂正	11
○平成26年1月31日付け公報定期第4222号中訂正	11

## 規 則

現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第3号

#### 現業職員の給与の臨時特例に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の臨時特例に関する規則（平成25年沖縄県規則第71号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条中「100分の1」とあるのは、「100分の4」とする」を「この規則の規定は、適用しない」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与の臨時特例に関する規則の規定は、平成26年2月1日から適用する。

## 告 示

### 沖縄県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、金

武町土地改良区から申請のあった金武町土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、平成26年2月4日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年2月17日から同年3月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 金武町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第68号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年1月29日から同年3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

#### 沖縄県告示第69号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市字喜友名、字安仁屋、字新城及び字普天間
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年7月26日から同年12月26日まで
- 3 作業種類 公共測量

#### 沖縄県告示第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県北部土木事務所長 普 天 間 信 栄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年10月16日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又為又原1219番365及び1219番366
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 44.50メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

#### 沖縄県告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県北部土木事務所長 普 天 間 信 栄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成25年10月23日
  - 3 指定に係る道路の位置 名護市宇佐茂佐味屋原1710番21、1710番30、1710番31、1710番32、1711番2、1711番9及び1711番10
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 69.82メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

## 沖縄県告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県北部土木事務所長 普 天 間 信 栄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成25年12月25日
  - 3 指定に係る道路の位置 名護市宇佐茂佐1502番4
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 51.56メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

## 沖縄県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県北部土木事務所長 普 天 間 信 栄

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成26年 1月20日
  - 3 指定に係る道路の位置 名護市宇為又湯比井原323番1、323番9、323番20及び324番2
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 58.13メートル
    - (2) 幅員 4.00メートル～5.00メートル
- 

## 沖縄県告示第74号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
  - 2 廃止の年月日 平成25年 6月19日
  - 3 廃止に係る道路の位置 豊見城市宇豊見城78番地先
  - 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 22.634メートル
    - (2) 幅員 1.700メートル
- 

## 沖縄県告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定し

た。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成25年7月31日
  - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ヨナラフク1125番10
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 25.89メートル
    - (2) 幅員 6.05メートル
- 

#### 沖縄県告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成25年9月4日
  - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原831番9及び831番10
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 11.13メートル
    - (2) 幅員 4.02メートル
- 

#### 沖縄県告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成25年9月24日
  - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原832番8及び837番11
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 15.80メートル
    - (2) 幅員 6.10メートル
- 

#### 沖縄県告示第78号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年11月22日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根ニヤツ609番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 47.072メートル
  - (2) 幅員 6.100メートル

**沖縄県告示第79号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年12月25日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根竹原712番9、712番13、712番14、712番20、713番3及び713番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 87.58メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

**沖縄県告示第80号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県宮古土木事務所長 下 里 和 彦

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年 1月 8日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字東仲宗根283番5及び284番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 23.76メートル
  - (2) 幅員 4.10メートル

**沖縄県告示第81号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県八重山土木事務所長 松 田 等

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年 7月17日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里西原123番4、124番7、124番8及び124番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 43.01メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル～5.00メートル

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年 3月30日まで縦覧に供する。

平成26年 2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい
- 3 代表者の氏名 金城隆一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字田場1641番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、不登校や引きこもり、障害等を持っているため、一般的な就職による社会的自立が困難になっている当事者に対して、その状態から脱却する機会を提供しつつ、社会的自立を援助する活動、親の会、地域活動支援センター等の事業を行う。又地域生活のための相談及び支援、助言や情報交換・地域交流の場の提供、活動支援並びに支援のための情報提供や啓発活動に関する事業を行い、すべての人が安心して楽しく暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月30日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たんぼぼ苑
- 3 代表者の氏名 東江清勝
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市宮里一丁目26番10号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者及び身体障害者に対して、住民参加と助け合いの精神をもとに地域に根ざした訪問サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月30日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人きづき
- 3 代表者の氏名 当真初美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目21番15号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護サービスに関する事業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月30日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人蒸暑地域住まいの研究会
- 3 代表者の氏名 松田まり子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市安波茶一丁目32番13号大平インタービル2階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、県民及び建築関係者に対して、蒸暑地域における環境に配慮した住まいづくり、まちづくりの研究及び技術開発・普及事業を行い、環境に配慮した地域性豊かな社会の実現と発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月30日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人なごみ空間ネットワーク
- 3 代表者の氏名 平良幸夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市小禄1丁目30番15号ライオンズマンション小禄505
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国場川流域の関係市町村のうち、主として那覇市と豊見城市にまたがる国場川周辺地域と住民を対象に、河川環境整備、まちづくり、自然環境の保全、地域安全活動、子供の健全育成を図る活動等や関連する事業等を行い、地域住民が安全・安心で暮らせる快適で潤いのある空間づくりと、環境保全を社会教育や子供教育の一環として推進し、これにより都市空間機能の改善とコミュニティの醸成等に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 交信かく乱用フェロモン剤ヨトウコンーI 6,856個（1個当たり50メートル）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県農林水産部営農支援課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成25年11月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 信越化学工業株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
- 5 落札金額 89,985,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月25日 沖縄県指令土第330号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺82番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安580番地3 比嘉勝信
- 5 検査済証番号 平成26年1月30日 第4070号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月8日 沖縄県指令土第937号、平成25年10月29日 沖縄県指令土第1191号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字松原シバリ637番1ほか16筆（1及び2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 種類 道路

## (2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字下里1041番地の1 先嶋産業株式会社 代表取締役 友利寛忠、宮古島市平良字松原633番地3 株式会社マックスシティMKY 代表取締役 狩俣裕子
- 5 検査済証番号 平成26年2月3日 第4071号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月5日 沖縄県指令土第633号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波298番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波219番地 長嶺忍
- 5 検査済証番号 平成26年2月5日 第4072号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月27日 沖縄県指令南土第720号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武533番2及び534番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武181番地 高江洲栄
- 5 検査済証番号 平成25年12月20日 N第443号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月6日 沖縄県指令南土第766号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄753番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇239番地1 グランデかみや302 村井肇、八重瀬町字伊覇239番地1 グランデかみや302 村井美佐子
- 5 検査済証番号 平成25年12月25日 N第444号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月2日 沖縄県指令南土第1001号



- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次231番184及び256番12
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次256番地1 清水康治
- 5 検査済証番号 平成25年12月25日 N第445号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 4月15日 沖縄県指令南土第586号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平737番2、727番11及び737番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1406番地5 大城茂春
- 5 検査済証番号 平成25年12月26日 N第446号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 2月20日 沖縄県指令南土第207号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波36番3、37番3及び37番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満1555番地3 AKARIMI 202 芳山英誉
- 5 検査済証番号 平成25年12月27日 N第447号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 4月17日 沖縄県指令南土第591号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字嘉数478番16
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇378番地2 エンジェルホーム302 新城卓也
- 5 検査済証番号 平成26年 1月 6日 N第448号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 3月 5日 沖縄県指令南土第276号、平成26年 1月 7日 沖縄県指令南土第10号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川565番1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里金城町3丁目68番地 有限会社シュリデンキ 代表取締役 渡嘉敷唯安
- 5 検査済証番号 平成26年1月9日 N第449号
- 6 工事完了年月日 平成26年1月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月22日 沖縄県指令南土第399号、平成25年6月6日 沖縄県指令南土第767号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次119番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次660番地1丸市マンション2-D 嘉数和子
- 5 検査済証番号 平成26年1月14日 N第450号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月15日 沖縄県指令南土第678号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡嘉敷292番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田453番地メゾンG I B O 3 - A 赤嶺光隆
- 5 検査済証番号 平成26年1月16日 N第451号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年2月14日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月22日 沖縄県指令南土第382号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字小城182番12及び182番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1243番地1メゾンM・K205 金城春美
- 5 検査済証番号 平成26年1月17日 N第452号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月25日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第1号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月14日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部真嘉比交番の項中「那覇市字真嘉比」を「那覇市真嘉比1丁目」に改め、同部古波蔵交番の項中「那覇市字古波蔵」を「那覇市古波蔵1丁目」に改め、同表糸満警察署の部摩文仁警備派出所の項を削り、同表宜野湾警察署の部野嵩交番の項中「、字赤道」を削り、同部愛知交番の項を次のように改める。

愛知交番	宜野湾市愛知二丁目	宜野湾市愛知一丁目、愛知二丁目、愛知三丁目、神山一丁目、志真志一丁目、志真志二丁目、志真志三丁目、志真志四丁目、我如古二丁目の一部、宜野湾一丁目、宜野湾二丁目、宜野湾三丁目、長田一丁目、長田二丁目、長田三丁目、長田四丁目、中城村字北上原、字南上原の一部
------	-----------	--

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、別表糸満警察署の部摩文仁警備派出所の項を削る改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

正 誤

平成25年12月24日付け公報定期第4213号掲載の「沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第11号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
14	下から12	平26年1月1日	平成26年1月1日

平成26年1月31日付け公報定期第4222号掲載の「民有保安林の指定の解除の予定（沖縄県告示第47号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から18	196番26、196番27、196番122、196番103・196番108（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）	196番26・196番27・196番122（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、196番103、196番108

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---